平成２２年（フ）第８０９０号
千葉県松戸市新松戸７丁目191　新松戸第二市営住宅106
破産者　藤森　　実
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９１号
千葉県松戸市新松戸７丁目191　新松戸第二市営住宅106
破産者　藤森　好子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９４号
神奈川県横浜市磯子区上中里町891－３
破産者　小林　国隆
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１５７号
東京都葛飾区立石２丁目28－８－302
破産者　高橋　育子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１６１号
東京都昭島市中神町１丁目32－３
破産者　西田　真吾
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１９９号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目２－37
破産者　小林　吉運
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２１４号
埼玉県鳩ケ谷市大字里1366
破産者　牛込　浩二
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２２４号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目16－23
破産者　小野　興亜
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２６０号
埼玉県狭山市大字南入曽263－11
破産者　中野　良一
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５１号
名古屋市天白区中平４丁目203番地
破産者　三代美鈴こと相木静花こと　劉　　美鈴
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８６号
愛知県東海市加木屋町丸根２番地の３
破産者　有限会社坂口建設工業
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９３号
名古屋市昭和区阿由知通３丁目16番地
破産者　有限会社ザ・ネクスト
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４２号
福岡市早良区室見２丁目14番９号
破産者　ダブルウィン有限会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７号
栃木県大田原市中野内627番地
破産者　有限会社中山建設
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４８号
栃木県大田原市中野内627番地
破産者　中山　富子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２５号
東京都葛飾区奥戸６丁目27－17　志村荘１Ｆ、開始決定時の住所東京都葛飾区鎌倉１丁目34－６－105
破産者　竹村　公一
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７９１号
埼玉県さいたま市見沼区春岡３丁目33－18
破産者　岡崎　紀男
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４４０号
東京都大田区大森南４丁目６番15号
破産者　株式会社シィステック
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４４３号
神奈川県横須賀市船越町６丁目47－Ｃ－302
破産者　大槻　　要
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７２８号
東京都江東区新砂１丁目６番35号
破産者　株式会社ソリッドコンタクツ
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５１３号
東京都世田谷区上用賀５丁目11番15号
破産者　株式会社円谷テクノアート
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１２９号
千葉県白井市池の上３丁目３－13
破産者　村上　美紀
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部